

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (4月20日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
承認第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	5
承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託	6
承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	7
議案第16号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	8
議員派遣の件	9
諸般の報告	10
日程の追加	11
承認第2号及び承認第3号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	11
日程の追加	13
議案第16号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	13
閉会の宣告	15
署名議員	15

平成22年第4回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成22年4月20日
会期 1日間
閉会 平成22年4月20日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
4月20日	火	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 承認第1号委員会付託省略 (即決) 承認第2号及び承認第3号質疑、総務常任委員会付託 議案第16号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午前10時30分	議案第16号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		委員会	午前11時	承認第2号及び承認第3号総務常任委員会 (説明～採決)
		本会議	午後1時	承認第2号及び承認第3号総務常任委員長報告、質疑、討論、表決 議案第16号予算審査特別委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間 休会日数 0日間

平成22年第4回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成22年4月20日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成22年4月20日 午前10時00分)

閉 会 (平成22年4月20日 午前11時56分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 宮 城 武

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 具志堅 朝 秀

3 番議員 友 寄 景 光

8 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 金 城 勇

10 番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 財 務 課 長 神 里 富 松

副 村 長 宮 城 重 徳 住 民 福 祉 課 長 大 城 武

総 務 課 長 島 袋 幸 俊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	承認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明 付託省略
5	承認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明 質疑～付託
6	承認 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明 質疑～付託
7	議案 第 16 号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明 質疑～付託
8		議員派遣の件	

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	承認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	委員長報告 質疑～表決
2	承認 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第 16 号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

○ 議長（宮城功光） おはようございます。ただいまから平成22年第4回大宜味村議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（宮城功光） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番 平良嗣男議員及び1番 大城佐一議員を指名します。

◎会期の決定

○ 議長（宮城功光） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

○ 議長（宮城功光） 日程第3 諸般の報告を行います。

本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） おはようございます。本日は、平成22年第4回大宜味村議会臨時会を招集いたしましたところ、全議員御出席のもと開会できますことに対しまして心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成22年4月20日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○ 議長（宮城功光） 財務課長。

（神里富松財務課長 登壇）

○ 財務課長（神里富松） ただいま村長からありました承認第1号の専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

平成22年3月24日開会の第3回臨時議会において議決した、平成21年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）で、繰越明許費の条文が欠落しておりました。再度補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしております。

なお、今後このようなことがないよう十分確認をしていきますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決いたします。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成22年4月20日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 財務課長。

（神里富松財務課長 登壇）

○ 財務課長（神里富松） ただいま村長からありました承認第2号の専決処分の承認を求めることについて、概要を説明いたします。

地方税法等の一部が改正され、平成22年3月31日に公布されたことに伴い、大宜味村税条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しております。

改正の主な概要を説明いたします。条例第19条、第31条、第48条、第50条は、地方税法の条、項の改正によるものです。

条例第36条の3の2、個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告関係及び第36条の3の3、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告関係が追加されております。

条例第44条、第45条の給与所得に係る個人の村民税の特別徴収関係において、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得」を「給与所得以外の所得」に改正しております。

条例第95条のたばこ税の税率を1,000本につき「3,298円」から「4,618円」に改正しております。

附則第11条の3、たばこ税の税率の特例及び第15条の3、第16条の4、第16条の5の個人の村民税の所得計算または課税の特例を改正しております。

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、施行日を別に定めている規定もあります。

村民税、固定資産税、たばこ税に関する経過措置を定めております。

これで改正の概要の説明を終わります。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、総務常任委員会に付託します。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成22年4月20日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

（大城 武住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（大城 武） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて説明します。

地方税法の一部が改正され、平成22年3月31日に公布されたことに伴い、大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しております。

改正の主な概要。条例第2条については、課税額の上限を定めます。第21条については、軽減額を定めます。第22条については、保険税額減免申請期限を削除します。附則第2項、第6項、第7項、第11項、第12項は、地方税法の条、項の改正によるものです。

また離職者等に関する事項が第21条の2（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）及び第22条の2（特例対象被保険者等に係る申告）が追加されております。

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第11項及び附則第12項の改正規定については、平成22年6月1日から施行するというようになっております。

以上で説明を終わります。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、総務常任委員会に付託します。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第7 議案第16号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第16号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）

平成22年度大宜味村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,570万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年4月20日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第16号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算の概要を御説明したいと

思います。

今回の補正は、老人福祉費の包括支援委託事業の社会福祉協議会への委託を村直営にしたことによる、介護保険費への予算移行が主なものでございます。それに伴い、介護ケアプラン作成料の197万7,000円の増額補正がございました。

それら主な概要を御説明したいと思っておりますので、予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございますけれども、第19款の諸収入197万7,000円の増額になっております。これは介護ケアプラン作成料197万7,000円の増額となっております。

続きまして2ページをお開きいただきたいと思っておりますが、歳出の主な概要でございます。第3款の民生費32万3,000円の増額となっております。これは老人福祉費の2,144万7,000円の減額、介護保険費の2,177万円の増額となっております。

それから14款予備費に165万4,000円の増額としております。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって議案第16号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（宮城功光） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議員派遣の件

○ 議長（宮城功光） 日程第8 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたと思ひます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

平成22年4月20日

本議会は、地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1. 件名：普天間基地の国外・県外移設を求める県民大会への参加

(1) 目的 米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し国外・県外移設を求めるため

(2) 派遣場所 読谷村運動広場

(3) 期 間 平成22年4月25日(日)

(4) 派遣議員 全議員

○ 議長(宮城功光) 予算審査特別委員会の正副委員長の選任のため休憩します。

(午前10時16分)

○ 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時19分)

◎諸般の報告

○ 議長(宮城功光) これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に大城佐一議員、副委員長に新城一智議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。これで諸般の報告を終わります。

○ 議長(宮城功光) 委員会審査のため休憩します。

(午前10時19分)

○ 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○ 議長（宮城功光） ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました承認第2号 専決処分
の承認を求めることについて及び承認第3号 専決処分の承認を求めることについての委員会審査報
告書が提出されました。

お諮りします。承認第2号 専決処分の承認を求めることについて及び承認第3号 専決処分の承認
を求めることについてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として一括議題としたいと思
います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって承認第2号 専決処分の承認を求めることについて及び承認第3号 専決処分の承認を求
めることについてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として一括議題とすることに決定し
ました。

◎承認第2号及び承認第3号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 追加日程第1 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて及び追加日
程第2 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを一括議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成22年 4月20日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

総務常任委員会
委員長 新 城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により
報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決 全会一致
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決 全会一致

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ **総務常任委員会委員長(新城一智)** ただいま議題となりました承認第2号及び承認第3号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、財務課長及び住民福祉課長の出席を求め、本日午前11時予定時間を午前10時50分に繰り上げて審査いたしました。

まず承認第2号 専決処分の承認の承認を求めることについては、地方税法等の一部が改正され、平成22年3月31日に公布されたことに伴い、議会を招集する時間的余裕がないため、3月31日に専決処分した大宜味村税条例の一部を改正する条例について承認を求めるものです。主な改正点は、条例第19条、第31条、第48条、第50条は、地方税の条、項の改正によるものです。次に条例第36条の3の2(個人の村民税に係る給与所得の扶養親族申告関係)及び第36条の3の3(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告関係)が追加されております。また条例第44条及び第45条の給与所得に係る個人の村民税の特別徴収関係において、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得」を「給与所得以外の所得」に改正されております。次に条例第95条のたばこ税の税率を1,000本につき「3,298円」から「4,618円」に改正されております。この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、施行日を別に定める規定もあります。また村民税、固定資産税、たばこ税に関する経過措置を定めているとの説明でありました。本件について、質疑、討論はなく、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、地方税法の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、議会を招集する時間的余裕がないため、3月31日に専決処分した大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について承認を求めるものです。主な改正点は、条例第2条については課税額の上限を定め、第21条については軽減額を定め、第22条については保険税減免申請期限を削除し、附則第2項、第6項、第7項、第11項、第12項は、地方税法の条、項の改正によるものです。次に離職者に関する事項が、第21条の2(特例対象被保険者に係る国民健康保険税の課税の特例)、第22条の2(特例対象被保険者等に係る申告)が追加されております。この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第11項及び附則第12項の改正規定については、平成22年6月1日から施行することになっております。本件について、質疑、討論はなく、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。よろしく申し上げます。

○ **議長(宮城功光)** 以上で委員長の報告を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(宮城功光)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(宮城功光)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、委員長の報告のとおり承認されました。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、委員長の報告のとおり承認されました。

◎日程の追加

○ 議長(宮城功光) ただいま予算審査特別委員長から、先ほど付託しました議案第16号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第16号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算を日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって議案第16号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

◎議案第16号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 追加日程第3 議案第16号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成22年4月20日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第16号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致

(大城佐一予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ **予算審査特別委員会委員長（大城佐一）** ただいま議題となりました議案第16号について、予算審査特別委員会における審査の結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、財務課長及び住民福祉課長の出席を求め、本日午前10時30分開会時間を午前10時25分に繰り上げて審査をいたしました。

議案第16号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算については、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。お願いいたします。

○ **議長（宮城功光）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第16号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（宮城功光）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第16号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（宮城功光）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ **議長（宮城功光）** 挙手全員です。

したがって議案第16号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

○ 議長（宮城功光） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（宮城功光） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第4回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時56分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員